

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案

新旧対照条文 目次

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）（第二条関係）	4
○ 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）（抄）（第三条関係）	15
○ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第一百一号）（抄）	17
○ 労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第一百五号）（抄）（附則第 十一条関係）	18

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（健康管理手帳の交付）

（健康管理手帳の交付）

第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

業務	要件
(略)	(略)
令第二十三条第十三号の業務	当該業務に二年以上従事した経験を有すること。

業務	要件
(略)	(略)
令第二十三条第十三号の業務	当該業務に三年以上従事した経験を有すること。

2・3 (略)

別表第二（第三十条関係）

別表第二（第三十条関係）

物	含有量（重量パーセント）
(略)	(略)
トルエン	(略)
ナフタレン	一パーセント未満
鉛化合物（令第十八条第二十四号に掲げる鉛化合物をいう。）	(略)
(略)	(略)

物	含有量（重量パーセント）
(略)	(略)
トルエン	(略)
(新設)	(新設)
鉛化合物（令第十八条第二十四号に掲げる鉛化合物をいう。）	(略)
(略)	(略)

別表第七（第八十五条、第八十六関係）	機械等の種類	事項	図面等
	一〇十七（略）	（略）	（略）
十八 特定第二類物質 又は特化則第二条第 一項第五号に掲げる 管理第二類物質（以	（略）	（略）	（略）

備考（略）	物	含有量（重量パーセント）
（略）	人造鈹物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）	（略）
（略）	ヨードホルム	（略）
（略）	リフラクトリーセラミックファイバー	〇・一パーセント未満
（略）	硫化ジメチル	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第二の一（第三十四条の二関係）	沃化メチル	（略）
（略）	リフラクトリーセラミックファイバー	一パーセント未満
（略）	硫化水素ナトリウム	（略）
備考（略）	（略）	（略）

別表第七（第八十五条、第八十六関係）	機械等の種類	事項	図面等
	一〇十七（略）	（略）	（略）
十八 特定第二類物質 又は特化則第二条第 一項第五号に掲げる 管理第二類物質（以	（略）	（略）	（略）

備考（略）	物	含有量（重量パーセント）
（略）	人造鈹物繊維	（略）
（略）	ヨードホルム	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	硫化ジメチル	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第二の一（第三十四条の二関係）	沃化メチル	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	硫化水素ナトリウム	（略）
備考（略）	（略）	（略）

十九〜二十五（略）	<p>下この項において「管理第二類物質」という。）のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特化則第二条の二第二号又は第四号から第七号までに掲げる業務のみに係るものを除く。）</p>
(略)	
(略)	
十九〜二十五（略）	<p>下この項において「管理第二類物質」という。）のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特化則第二条の二第二号又は第四号に掲げる業務のみに係るものを除く。）</p>
(略)	
(略)	

○ 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義等）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、15、17、19、19の4、19の5、20、23、23の2、24、26、27、28から30まで、31の2、34、35及び36に掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十五号、第十七号、第十九号、第十九号の四、第十九号の五、第二十号、第二十三号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十六号に掲げる物をいう。</p> <p>三の二〜七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（適用の除外）</p> <p>第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 令別表第三第二号23の2に掲げる物又は別表第一第二十三号の二に掲げる物（以下この号において「ナフタレン等」という。）</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、15、17、19、19の4、19の5、20、23、24、26、27、28から30まで、31の2及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十五号、第十七号、第十九号、第十九号の四、第十九号の五、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。</p> <p>三の二〜七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（適用の除外）</p> <p>第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>（新設）</p>

を製造し、又は取り扱う業務のうち、次に掲げる業務

イ 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。ロにおいて同じ。）からの試料の採取の業務

ロ 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

ハ 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（イ及びロに掲げる業務を除く。）

七 令別表第三第二号34の2に掲げる物又は別表第一第三十四号の二に掲げる物（以下この号及び第三十八条の二十において「リフレクトリーセラミックファイバー等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフレクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフレクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

（測定及びその記録）

第三十六条 （略）

2 （略）

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、11の2、12、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十

（新設）

（測定及びその記録）

第三十六条 （略）

2 （略）

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、11の2、12、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2、32若しくは33の2に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物

一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、11の2、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(特定有機溶剤混合物に係る測定等)

第三十六条の五 特別有機溶剤又は有機溶剤を含有する製剤その他の物（特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量（これらの物を二以上含む場合にあっては、それらの含有量の合計）が重量の五パーセント以下のもの及び有機則第一条第二号に規定する有機溶剤含有物（特別有機溶剤を含有するものを除く。）を除く。第四十一条の二において「特定有機溶剤混合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を行う作業場を除く。）については、有機

（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、11の2、13の2から15まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2、24、27の2、29、30、31の2若しくは33の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(特定有機溶剤混合物に係る測定等)

第三十六条の五 特別有機溶剤又は有機溶剤を含有する製剤その他の物（特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量（これらの物を二以上含む場合にあっては、それらの含有量の合計）が重量の五パーセント以下のもの及び有機則第一条第二号に規定する有機溶剤含有物（特別有機溶剤を含有するものを除く。第四十一条の二において「特定有機溶剤混合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を行う作業場を除く。）については、有機則第二十八条（第一項を除く。）から第二十

則第二十八条（第一項を除く。）から第二十八条の四までの規定を準用する。この場合において、第二十八条第二項中「当該有機溶剤の濃度」とあるのは「特定有機溶剤混合物（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の五に規定する特定有機溶剤混合物をいう。以下同じ。）に含有される同令第二十条第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下「特別有機溶剤」という。）又は令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度（特定有機溶剤混合物が令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤を含有する場合にあつては、特別有機溶剤及び当該有機溶剤の濃度。第二十八条の三第二項において同じ。）」と、同条第三項第七号及び第二十八条の三第二項中「有機溶剤」とあるのは「特定有機溶剤混合物に含有される特別有機溶剤又は令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤」と読み替えるものとする。

（揭示）

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、11から12まで、13の2から15まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の二に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又

八条の四までの規定を準用する。

（揭示）

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、11から12まで、13の2から15まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2、32若しくは33の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号若しくは第三十三号の二に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱

は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一～四（略）

（リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置）

第三十八条の二十 事業者は、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う作業に従事させるときは、当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。

2| 事業者は、次の各号のいずれかに該当する作業に従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。

一| リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業

二| リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修の作業（前号及び次号に掲げるものを除く。）

三| リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の解体、破砕等の作業（リフラクトリーセラミックファイバー等の除去の作業を含む。）

3| 事業者が講ずる前項の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一| 前項各号に掲げる作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。ただし、隔離することが著しく困難である場合において、前項各号に掲げる作業以外の作業に従事する労働者がリフラクトリーセラミックファイバー等にばく露す

う作業場にあつては、クロム酸等を鉍石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一～四（略）

（新設）

ることを防止するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

4 | 二 労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。

4 | 事業者は、第二項第三号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、第一項から前項までに定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講ずること。

二 当該作業を行う作業場所に、リフラクトリーセラミックファイバー等の切りくず等を入れるための蓋のある容器を備えること。

5 | 労働者は、事業者から第三項第二号の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）

一〇二十三（略）

二三の二 ナフタレンを含有する製剤その他の物。ただし、ナフタレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二三の三（略）

二四〇三四（略）

三四の二 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物。ただし、リフラクトリーセラミックファイバーの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三五・三六（略）

三七 エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジ

別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係）

一〇二十三（略）

（新設）

二三の二（略）

二四〇三四（略）

（新設）

三五・三六（略）

三七 エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジ

オキサン、一・二―ジクロロエタン、一・二―ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ (略)

ロ エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン、一・二―ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤の含有量(これらの物が二以上含まれる場合には、それらの含有量の合計)が重量の五パーセント以下のもの(イに掲げるものを除く。)

ハ (略)

別表第三(第三十九条関係)

業務	期間	項目
(一) (一) (一) (略)	(略)	(略)
(三五) ナフタレン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製	六月	一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 三 ナフタレンによる眼の痛み、流涙、

オキサン、一・二―ジクロロエタン、一・二―ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ (略)

ロ エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン、一・二―ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤の含有量(これらの物が二以上含まれる場合には、それらの含有量の合計)が重量の五パーセント以下のもの(イに掲げるものを除く。)

ハ (略)

別表第三(第三十九条関係)

業務	期間	項目
(一) (一) (一) (略)	(略)	(略)
(新設)		

三六 ～ 四七 (略)	造し、又は取り扱う業務
(略)	
(略)	<p> 眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） </p> <p> 四 眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） </p> <p> 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） </p> <p> 六 尿中の潜血検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） </p>
三五 ～ 四六 (略)	
(略)	
(略)	

(((
(四六)		(新設)
リフラクトリーセラミック ファイバー(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	
	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査</p> <p>四 リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>六 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対し</p>	

	(四九) (五二) (略)	(略)			別表第四(第三十九条関係)	業務	(一) (三三) (略)	(三三)
						項目	(略)	ナフタレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
	(略)	(略)					一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)	
							二 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中のナフトール及び二ナフトールの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中のナフトール及び二ナフトールの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査)については、当該業務に常時従事する労働者	

	(四七) (四九) (略)	(略)			別表第四(第三十九条関係)	業務	(一) (三三) (略)	(新設)
						項目	(略)	

	(三十四～四十四) (略)	(四十五) リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	(四十六～四十八) (略)	に対して行う健康診断におけるものに限る。)	(略)	一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定若しくは血清サーファクタントプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液生化学検査、喀痰 <small>かくたん</small> の細胞診又は気管支鏡検査	(略)
<p>別表第五(第三十九条関係)</p> <p>一～八 (略)</p> <p>八の二 ナフタレンを含有する製剤その他の物。ただし、ナフタレンの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。</p> <p>九～十五 (略)</p> <p>十六 リフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物。ただし、リフラクトリーセラミックファイバーの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。</p>							
	(三十三～四十三) (略)		(四十四～四十六) (略)		(略)		(略)
<p>別表第五(第三十九条関係)</p> <p>一～八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九～十五 (略)</p> <p>(新設)</p>							

改正案	現行
<p>別表 作業場の種類（第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係）</p> <p>一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場</p> <p>二 電離放射線障害防止規則第五十三条第二号に掲げる放射性物質取扱作業室又は同条第二号の二に掲げる事故由来廃棄物等取扱施設</p> <p>三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二に掲げる物及び次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場</p> <p>四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号3の2、</p>	<p>別表 作業場の種類（第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係）</p> <p>一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場</p> <p>二 電離放射線障害防止規則第五十三条第二号に掲げる放射性物質取扱作業室</p> <p>三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場</p> <p>四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号3の2、</p>

10、11、13、13の2、21、22、23の3、27の2若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の二、第十号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第二十一号、第二十二号、第二十三号の三、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）を行う屋内作業場

五 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤に係る有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第六号に規定する有機溶剤業務のうち同令第三条第一項の場合における同項の業務以外の業務を行う屋内作業場又は同表第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤を含有する特定有機溶剤混合物（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五に規定する特定有機溶剤混合物をい、有機溶剤中毒予防規則第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物を除く。）を製造し、又は取り扱う作業場

10、11、13、13の2、21、22、23の2、27の2若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三号の二、第十号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第二十一号、第二十二号、第二十三号の二、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）を行う屋内作業場

五 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤に係る有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第六号に規定する有機溶剤業務のうち同令第三条第一項の場合における同項の業務以外の業務を行う屋内作業場

○ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第百一号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この省令の施行の際現に、作環則第十六条第一項第九号に掲げる科目に合格している者は、同項第七号（新特化則第二条の二第一号イに掲げる業務を行う作業場の作業環境について行う分析の技術に関する科目に限る。）及び第九号に掲げる科目について合格したものとみなす。</p> <p>4 （略）</p>	<p>附則 第十条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 （略）</p>

○ 労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第百十五号）（抄）（附則第十一條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（労働安全衛生規則の一部改正）
 第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

（中略）

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三十条、第三十四条の二關係）

物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）	（略）	（略）
ジルコニウム化合物	（略）	（略）
人造鈹物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）	一パーセント未満	一パーセント未満
水銀及びその無機化合物	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ヨードホルム	（略）	（略）
リフラクトリーセラミックファイバー	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
硫化ジメチル	（略）	満
（略）	（略）	（略）

（労働安全衛生規則の一部改正）
 第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

（中略）

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三十条、第三十四条の二關係）

物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）	（略）	（略）
ジルコニウム化合物	（略）	（略）
人造鈹物繊維	一パーセント未満	一パーセント未満
水銀及びその無機化合物	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ヨードホルム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
硫化ジメチル	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）